平成２２年（フ）第７１６号
神奈川県座間市相武台４丁目1446番地の２　ハイムサンワ201号
債務者　寺野　澄江
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７３号
青森市港町３丁目６－３　みちのく青海荘老人保健施設、住民票上の住所青森市旭町２丁目８番20号　静南荘１号
債務者　中村　敏信
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７００号
東京都町田市常盤町3625番地４
債務者　薄井美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７２号
東京都調布市多摩川１丁目47番地１ライオンズガーデン調布第２　107
債務者　奥原　　淳
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７４号
広島県福山市駅家町大字万能倉1334番地２ミレニアムコート103、旧住所広島県福山市大門町１丁目20番８―402号
債務者　高田　大作
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３８号
沖縄県沖縄市照屋２丁目25番29号　下地アパート205号
債務者　高良　通子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６６３号
東京都立川市錦町６丁目23番10号セザール立川410号
債務者　井出　鉄美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６４号
東京都立川市錦町６丁目23番10号セザール立川410号
債務者　井出　太子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７０９号
東京都多摩市乞田877番地コーポ水明多摩201
債務者　北迫　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４５号
静岡県藤枝市時ヶ谷373番地の15
債務者　増田千代子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９０号
静岡市葵区大岩３丁目７番20―１号　アーバン大岩２－Ｂ号、旧住所静岡市葵区北安東３丁目26番１号　コーポラス静都201号
債務者　村澤　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７５号
広島県福山市駅家町大字万能倉100番地３　コーポ若林203、旧住所広島県府中市久佐町266番地１、旧旧住所広島県福山市駅家町万能倉518―11　102号
債務者　前田　和孝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前８時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８６０号
静岡県焼津市大村２―14―11　メルヴェーユ202号、住民票上の住所静岡県焼津市中港２丁目３番11号
債務者　川嶋　正明
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６３号
静岡市清水区大坪１丁目２番８号　コーポサンパール201号
債務者　成竹　省造
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部